

たる元文五年七月里正の上申書に、辰巳水道出来に付、寛永七年田地開發被仰付、其頃上野村・浦波村・三口新村等相建。と見ゆ、萬治四年正月上野村百姓の書付に、山崎領太右衛門と申者、小立野石引町に罷在、地子方裁許致し、其上山崎領の島方少し持居候處、地子方未進過分に付、追出に成。其頃山崎領高之儀、上野村百姓に被仰付。と云ふ事も見ゆれば、今の上野村は即ち山崎村の遺民といふはさもあるべし。右上野村は、延寶六年に上野新村と改稱せらる。元祿七年二月上野・三口・浦波三ヶ村肝煎連名願書に、上野新村・三口新村・浦波新村・栗林跡御田地、六十ヶ年許以前より御水道上水に而やしなひ來申候。右四ヶ所は新村にて、中納言様御代には野毛にて有之處、御城中御水道之水多く餘り候間、此水を以新開被仰付、石川・加賀兩郡より望罷出、村相立申候。只今千石餘之田地に罷成申。と記載す。或は云ふ。上野村は山崎村の舊領にて、實は新村に非ず。故に初めは上野村といひしを、後に上野新村と改稱す。又山崎領と呼べる地は、山崎の舊領地なれど、笠舞村へ合併せしゆゑ、笠舞村より貢納すといへり。

○山崎町

金城隆盛私記に云ふ。委考當城之故地。石川郡舊石浦庄山崎村之地也。民居今十間町之前後也。といひ、其近邊町名曰山崎町。山崎村古千石餘所也。利長利常二公之時。府中繁榮。村里多爲町家。山崎村之殘地今在小立野經王寺道脇。謂之山崎領。と見ゆ、加邦録・可觀小説・混見摘寫には、今篠原主水第地の邊を山崎町といふ由とあり。三州志來因概覽附録に、山崎の町名、寛永十二年金澤回祿の後、街巷劇易の時地名に變ずるか。今十間町より新町へ通る小路を山の小路といふも、其頃山崎町へ行く小路なるを以て名付くる歟といへり。平次按ずるに、右は山の小路といふ名あるを以て、附會せし説なるべし。十間町の邊は、山崎村の舊村地にあらず。土屋義休の傳説なりといへども、山崎町を十間町といへるは過聞なりと聞ゆ。山崎の町名は、三壺記に、元和四年金澤山崎町の角に居住する田上屋彌右衛門と云ふ者の事を載せたり。又小松遺文に載せたる寛永十五年十月那蘇宗徒の囑託札并に掛金子預りの請書に、如左載之。

請取申御高札并に御掛金子之御事。

合拾枚者 金子大判也

右者、きりしたん宗旨御改之御高札并に御掛金判金拾枚、隨に請取置候。夜之儀者兩天秤屋方は月替に預置、毎日御札掛場にかけて申所如件。

寛永十五年拾月二日

竹屋	仁兵衛
十間町	太郎兵衛
片町	六左衛門
新町	彦右衛門
堤町	正兵衛
山崎町	九兵衛

葛卷 隼人様
長瀬五郎右衛門様

右兩書之判金請取、町肝煎中ら相渡、御札前に毎日爲掛申候。以上。

寛永十一月六日

長瀬五郎右衛門
葛卷 隼人

稻垣長兵衛殿

長谷川 大學殿

右は金澤町奉行の褒書也。右請書の連署に、十間町太郎兵衛・山崎町九兵衛と載せたるは、是兩町の肝煎なり。然れば寛永の頃、十間町と山崎町とは元より別町なる事いぢるし。然るを土屋義休が、山崎町は十間町の邊なるよし傳言すといへるは全く過聞にて、三州志に、十間町より新町へ通ふ小路を山の小路といふも山崎町の遺稱なるよし載せたるも、非なるべし。又三ヶ屋五郎兵衛傳記に、元祖九郎兵衛、利家卿の時、御城堤の邊山崎町の角屋敷拜領仕、寛永十三年、火災以前まで此の地に居住仕。其頃七十間御門御縮の節は、九郎兵衛の住宅に御番所相立候。火事以後上堤町にて屋敷拜領仕。とあり。此の傳説にて考ふれば、金谷の地邊に山崎町ありたるやうに聞ゆれども、彼の地邊はいにしへ石浦の村地なるべければ、此の地を山崎町と稱すべきよしなし。三ヶ屋の傳説といへども、詳かならずといふべし。故に尙熟考するに、山崎村は、今兼六園の地より出羽町の舊地へかけ村落の遺跡なりと云ひ傳へ、その村地